

大飯発電所3、4号機および
高浜発電所3、4号機の
工事計画認可の追加申請について

関西電力株式会社

大飯発電所3、4号機および高浜発電所3、4号機の 新規制基準適合性審査に係る工事計画認可の追加申請について

- 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(原子炉等規制法)が平成24年6月27日に改正され、重大事故対策の強化等の規定および関連する規則・基準が平成25年7月8日に施行されたことに伴い、同日、原子炉設置変更許可および保安規定変更認可とともに、工事計画認可※の申請を行った。
- 7月8日の工事計画認可申請では、重大事故に対処するために使用する新設設備について申請し、本日、重大事故に対処するために使用する既設設備および設計基準事故に対処するために使用する設備(内郭浸水防護設備を除く)の工事計画認可申請書を追加申請した。
- 若狭海丘列付近断層約90kmによる津波を基準津波として評価を進めているところであり、必要な設備について、準備が整い次第申請する予定である。
- 大飯発電所3、4号機のSクラス施設については、基準地震動 S_s (700gal)による評価に加え、3連動を考慮した地震動(759gal)についての評価を実施し、評価結果を今回申請した。
また、高浜発電所3、4号機のSクラス施設については、基準地震動 S_s (550gal)による評価を実施し、評価結果を今回申請した。加えて、3連動を考慮した地震動についての評価を今後実施することとし、準備が整い次第申請する予定である。

※ 原子炉等規制法に基づく手続きで、原子炉設置許可申請書に記載された基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、技術基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。

主な工事計画認可申請の対象設備

2

「法令改正により新たに工事計画認可申請の対象となった設備」や、「基本設計方針、適用基準および適用規格の変更に該当するもの」について申請を行う。申請にあたっては、「仕様の設定根拠」「耐震性、強度」「重大事故等対処設備の使用条件下における健全性」等について、法令※にしたがって説明資料を添付する。

※ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

	申請する範囲	申請する設備の例
前回申請	重大事故に対処するために使用する新設設備	○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 可搬式代替低圧注水ポンプ ○原子炉冷却系統施設 恒設代替低圧注水ポンプ ○計測制御系統施設 可搬式空気圧縮機 ○放射線管理施設 可搬型空間線量率測定器(エリアモニタ) ○その他発電用原子炉の附属施設 空冷式非常用発電装置
今回申請	重大事故に対処するために使用する既設設備	○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 燃料取替用水ポンプ ○原子炉冷却系統施設 主蒸気逃がし弁 ○計測制御系統施設 炉心出口温度計 ○放射線管理施設 格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ) ○原子炉格納施設 格納容器スプレイポンプ
	設計基準事故に対処するために使用する設備	○その他発電用原子炉の附属施設 電動消火ポンプ(火災防護設備) - 海水ポンプ室(非常用取水設備)
次回以降申請	○若狭海丘列付近断層約90kmによる津波を基準津波として評価を進めているところであり、必要な設備について、準備が整い次第申請する予定。 ○高浜発電所3, 4号機のSクラス施設については、基準地震動Ss(550gal)による評価を実施し、評価結果を今回申請した。加えて、3連動を考慮した地震動についての評価を今後実施することとし、準備が整い次第申請する予定。 ○その他発電用原子炉の附属施設として、内郭浸水防護設備についても、準備が整い次第申請する予定。	